

一般廃棄物処分業許可証

令和 2年 2月21日

赤平市長 畠 山



赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例第33条第2項の規定により次のとおり許可します。

許 可 番 号	市 環 第 65-6 号	
営業所の所在地及び名称	所在地	赤平市共和町556番地9 ほか
	名 称	角山開発株式会社 赤平最終処分場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（廃棄物の種類は処分業事業計画に記載）	
収集・運搬、処分の別	処 分 業	
営 業 の 区 域	赤 平 市 内	
許 可 期 限	令和2年3月7日から令和4年3月6日まで	

別記様式 8-1

処分業事業計画

(事業計画の概要を記載した書類)

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

当社は現在赤平市共和町に一般廃棄物処理施設として最終処分場と中間処理(破碎)施設を設置しております。

中間処理施設は平成 22 年 2 月 22 日に許可をいただいております。また、平成 29 年には、新たな赤平最終処分場が稼働し、顧客のニーズに応えられるよう産業廃棄物の受入品目を増やし適正処理に努めています。一般廃棄物に関しても、赤平市周辺地域からの収集・処分依頼があり、それに対応すべく収集運搬業・処分の許可を頂いております。

今回は、一般廃棄物の処分の更新となり、今後も赤平市にご指導をいただき一般廃棄物の適正処理を推進してまいります。

2. 処分する一般廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び処分量等

	(特別管理) 一般廃棄物の種類	処分量 (t/月 又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び 所在地 (処分場の名称及び 所在地)
1	燃え殻	2t/月	固形状	赤平市内の事業所 から発生する一般 廃棄物	埋立	赤平最終処分場 赤平市共和町 556 番 9, 10, 11, 17, 18, 19, 132, 184, 186, 235, 236, 260, 261, 262
2	汚泥	2t/月	泥状		埋立	
3	廃プラスチック類	2t/月	固形状		埋立	
4	紙くず	2t/月	固形状		埋立	
5	木くず	2t/月	固形状		埋立	
6	繊維くず	2t/月	固形状		埋立	
7	動植物性残さ	2t/月	固形状		埋立	
8	ゴムくず	2t/月	固形状		埋立	
9	金属くず	2t/月	固形状		埋立	
10	ガラス・コンクリートくず 及び陶磁器くず	2t/月	固形状		埋立	
11	がれき類	2t/月	固形状		埋立	
12	ばいじん	2t/月	固形状		埋立	
13	廃棄物を処分するた めに処理したもの	2t/月	固形状		埋立	
14	廃プラスチック類	2t/月	固形状	赤平市内の事業所 から発生する一般 廃棄物	破碎	北海道衛生工業(株) 恵庭市北柏木町 3 丁目 日本製紙(株) 旭川市バルブ町 505 番地 赤平製紙(株) 赤平市共和町 199 番地 5
15	木くず・樹木類	2t/月	固形状		破碎	
16	すき取り物	2t/月	固形状		破碎	
17	草・刈草	1t/月	固形状		破碎	

備考 取扱う(特別管理)一般廃棄物の種類ごとに記載すること。